

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉Ⅱ-3（対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2020-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45931

李光代表贊內
亦公答并作
成

支先代表宛の答弁作成記録

kk. 12. 6

第一巻(1)

1. 11月28日 嶋自記支先代表宛の
作成を依頼あり、同日南支路局と

協成の上別添1の巻子を作成、同日^{12.3}~~28~~
支印下支路局長に別添或正送付、若干
(和文添付) (別添或正)

修正の上同巻子を送り、
用始~~作成~~別添2を作成、同後

別添或正に届けた。

2. 翌29日 各局の持参した答弁書正と此

答弁作成~~別添~~同日支先代表宛に
或正(支印(精同、小支路局長)に届けた)

支先代表宛に別添3の如く修正(=和文添付)

同和文記入の如く再修正し同別添或正に

(別添4.)

2

C, 答弁書も追加した乙言部は居らず
了。乙言部は12月1日修正, 翌2日

府会付の通り定例。答弁加算各物あり

一 極東情勢

以共同聲明。背其本意。有日米雙方之極東情勢。評述之。

(一) 緊張後和政策之推進。ソノ外所信之向。

(二) 中東政策

二 安福系之堅持

(三) 共同聲明。安福系之堅持。具體的收效。

三神農道徳

山七二年道徳は無条件也。

山「東土並に」の美徳を以て

山「核探可」以保証さぬと云へてよい也。(後可)

しむる也。

山「有る持」は「一」の「美徳」が「核探」の「保証」を「得」る也。

山「事」の「協」は「一」の「美徳」を「得」る也。

山「一」の「美徳」を「得」る也。

山政府は「非核三原則」を「堅持」す。其「道徳」は「何」也。

山「非核三原則」を「堅持」す。其「道徳」は「何」也。

四 不前協定

(1) 不前協定の変更論 (1) 又自由貿易 (2) 反対の理由
の理由新信よらん。

(2) 共同声明の目的は 不前協定の修正の争いの結果として
成るものではないと考へるよらん。

(3) 不前協定との関連の目的は、政府は、韓南、
の安全を以てしようとするよらん。

五 極東の範圍

神鏡返還によらば 極東の範圍を定む

六 神鏡の同地附記

七 核対集約

八 貿易の自由化

九 織維問題

十 Pの安定と結果

十一 聖徳太子の功績と条件の検討

十二 北方の諸事

各事の進行状況

与党代表質問 (案)

一 佐藤内閣は組閣以来アジアの平和と日本の安全救立を国策の基調として、国家の発展、国民生活の向上安定、文化的平和国家の建設に努力し、今日の繁栄を来し、外交的には永年の懸案であつた日韓平和条約を締結し、さきに小笠原群島が返還され、さらに今回敗戦以来沖縄県民を含めた全国民の念願である沖縄復帰が実現するに至つたことは、一昨年佐藤・ジョンソン会談以来絶えざる佐藤内閣の努力が結実したものであり、殊に世界歴史上稀にある相互理解の上に立つて、平和的諸合いによる成果をもたらしたことは、その功績を高く評価するべきものであると信ずるのであります。

しかして、今回の沖縄返還の決定により一九七〇年代の日本の外交路線に新たな方向を示し、日米安保条約の持つ意義を再確認すべき重要な意義を有するものといわざるをえないのであります。

私は、このような認識に立つて、只今の総理の所信表明並びに今回の共同声明に関し、いくつかの点について、総理の意見と決意を質したいと思ひます。

一 さきにわが党は、現下の国際情勢、特にわが国をめぐる極東の情勢にかんがみ、わが国の独立、平和と繁栄を確保するため、日米安全保障条約を、相当長期にわたり、引き続き維持すべきであるとの態度を決めたのであります。今回の共同声明において、総理と大統領が相互信頼と国際情勢に対する共通の認識に立つて、安

保条約を堅持する意図を明らかにしたことは、わが国益の見地よりまことに満足すべきところであると信じます。

思うに、国の安全と繁栄を図るためには、一方において自らの安全保障の方途を探索するとともに、同時に積極的に国際的緊張の緩和を促進することが必要であり、両者が車の両輪のごとく、相伴つて進められなければなりません。不幸にして今日の世界、なみんずくアジアにおいては、各地においてなお緊張状態が存在し、にわかには緩和される見通しはないのであります。このような国際環境の中において、私は、安保条約堅持と国際緊張緩和という相関連する問題についての総理の所信をまず承りたい。

三 特にアジアの緊張緩和については、中共の動向が重要でありま

す。その意味において共同声明が、中共がその対外関係においてより協調的、かつ、建設的な態度をとるよう期待すると述べていることは、高く評価されるべきであります。私は、総理が中共の動向をどう判断しているか、また政府が中共との関係をどう対処していく考えであるか、について見解を明らかにしていただきたい。

さて、今回の日米会議において特筆大書されるべきことは、日米兩國の信頼と友好関係に立つて、沖縄が平和裡にわが国に返還されることとなつたことであります。しかもいわゆる「七二年、核抜き、本土並み」というわが方の基本的な考え方がすべて実現される形でまつまつたことはまことに喜ばしいことであり、総理の努力に對して敬意を表するものであります。以下共同声明の内

答につき、國民の前にこれを一層明らかにする趣旨より、いくつかの点をまとめてお尋ねいたしたい。どうか懇切、かつ、明快にお答えいただけます。

三 第一は、七二年返還という点であります。従来返還交渉が手聞どるとか、あるいはウイエットナム戦争が続いているうちは返還はできないであろうとか、いろいろいわれてきております。しかしながら、沖縄返還はわが國民的の要望であり、これが四圍の事情からまた遅れるというよりなことがあつてはならぬのであります。この点についての大統領との話合いと總理の所信をはつきり承りたい。

六 次に、沖縄返還に當つては、返還後の沖縄と本土との間に差別

があつてはならないということが最も重要な点であります。多年
外國の施設下にあつた沖縄県民が、宿願成つて復帰した暁、「本
土並み」となることを期待するのは当然であります。共同声明に
は、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖縄
に適用されると述べられておりますが、同時に、総理と大統領は、
現在のような極東情勢の下において沖縄にある米軍が重要な役割
を果していることを認めているのであります。果して本土と沖縄
に差別があることになるとなるのかどうか、総理のはつきりしたお答え
をいただきたい。

七 国民が大きな関心を持つてゐるのは核兵器の問題であります。
日本国民の核兵器に対する特殊な感情並びにこれを背景とする日

本政府の政策を尊重し、これに背馳するよりなことはしない、といふことは、友邦米國としても当然のこととは思いますが、これを共同声明に大統領の強約として明記したことはまことに遺憾であります。われわれは、これにより沖縄は本土と同じく、核兵器なしに返還されることが明らかになつたものと認めます。

他方、共同声明は、學問協議(編)制度に関する米國政府の立場を容れない旨併せて記しておりますが、これをめぐつて総理が、將來の核兵器持込みの約束をしたのではないかといふよりな論をなす向きがあります。私は、この重大な問題について総理がいかなる意味でも約束を与えたといふよりなことは断じてないと確信しますが、いふ事ですか、明らかにしていただくまい。

ハ 次に、いわゆる戦闘作戦行動のための施設・区域使用について
の事前協議についてお尋ねいたします。事前協議に対しては、本
来イエスもあり、ノーもあるということはすでに政府が説明して
いるとおりに了解しております。共同声明はこのような事前協議
制度を沖縄に適用しても、日本を含む極東の諸国の防衛のために
米國が負っている義務の遂行の妨げとなることはないという趣旨
を述べていますが、これは果してどういふ意味であるのか。この
点について総理はなにか米國と約束をしてきたのか。米國との間
に完全な理解があるのか。さらにまた、わが國の安全にとって重要
な影響のある朝鮮半島や台湾地域において万一事態が勃発したよう
な場合、いかに対処する考えであるのか、わが國の安全にとってき

わめて重要なこれらの問題について、あらためてはつきりと精説
明瞭にたい。

九 以上お尋ねした諸点は、いずれも日米安保条約の核心にふれる
問題であるので、沖縄返還に関する今回の日米会談を通じ、安保
条約が質的に変化したものでかどうかという点につき重ねてお尋ね
したい。

その一つは、沖縄の返還に上り安保条約の適用範囲、特にいお
ゆる極東の範圍が拡大されるのかどうかということでありませう。
この点は特にヴェトナムにおける平和が沖縄返還予定時に至る
も実現していない場合に、両国政府が十分協議するといひ共商
の文言とも関係があると思われるので、明らかにしていた
たい。

次は沖繩が返還されることにより、安保条約本来の防衛的性格が變るのかどうかという点であります。この点は、わが國が返還後の沖繩の扁地防衛の實務を彼々に引受けて行くこととも関連し、國民の大きな關心事でありますので、誤解の生じないよう、明快に説明していただきます。

一〇 この度沖縄の返還につき、日米両首脳間に意見の一致をみただけでありますが、私は今日より復帰実現の日まで、行政の全分野にわたり、非常に多くの復帰準備の仕事のあることを指摘したいと思ひます。復帰準備は将来の沖縄県造りの第一歩であり、県民の福祉向上、経済の振興を通じ、豊かな沖縄県を造ることこそ多年日本の施設外にあつた沖縄県民を温く迎へ入れる所以であります。私はこの問題についての総理の所信を承りたい。

一一 沖縄の復帰は、米國との間に残された戦後処理の最後の課題の解決すべき解決であります。しかるに、ここに一言是非指摘せざるをえないことは、北方領土の問題が依然として解決の緒についていないことであります。総理も先刻の所信表明において、この

重大な問題に言及されましたが、ここに北方領土問題解決を要望する全國民を代表し、重ねて政府をべんたつする次第であります。

一二 さて、沖縄問題の解決は「戦後」の終つた日米関係の新時代を画するものでなければなりません。私はその故に、一九七〇年代を展望し、今後の日米関係、あるいはアジアにおける日本の役割りというよりな問題について、総理の見解と決意を意りたいと思ひます。

われわれは、我が國の國力の伸張に伴い、日米間の関係も一昔前とはよほど變つてきていることを十分認識すべきであります。沖縄返還というこの歴史的な機会において、アジアにおける日本の國際的責任について深く思ひをいたし、日米兩國がアジアの平

和と繁栄のため、それぞれいかなる役割を果たして行くべきかについてもあらためて考えてみる必要があると思ひます。特に私は、七〇年代における日本が、アジア諸国に対する経済協力分野において一層大きな責任を果たして行かなければならないと思ひます。この問題についての總理の所信を承りたいのであります。今日の情勢下において軍事的安全保障の面では依然として米軍の存在が抑止力として重要な役割を果たしておりますが、非軍事的な局面においては、アジアの先進工業国として、我が国とそ主導的責任を引受けていかなければならぬと思ひのであります。なかんずく、経済協力については、援助量の問題のみならず、援助条件緩和の強い要望もあり、また産業の方面のみならず、医療、教育の分野

をあたつて得になすべき多くのことがあるのであります。これらの
点について論議の見解をお示し願ひたい。

一三 最後に、外交と国論について、私の日頃の所見の一端を申し
述べて貴問を終ることとしたゆゑと思ひます。

現在の日本の外交に關し國論が分裂して、國論の統一に意欲と
勢力が払われず、むしろ対立激化の傾向を助長し、二者択一の機
相に備し、語合ひの態度がみられないことは、日本の不幸であり、
民族將來のため憂慮にたえないところであります。徳川幕末に際
し、尊皇攘夷、倭寇開國に國論が分裂して抗争混亂したとき、意
見を統一して明治維新を迎え、当時ヨーロッパ諸國のアジア殖民
地の中にあつて、日本を唯一の独立國家として守りぬいた先人の

観望に、われわれは深い敬意を表するものであります。激動するア
ジアの中心的役割の重要性を認識し、全国民は語合いによる対立の
解消を熱望してとまらぬ限り、沖線問題解決のための党首会談を拒
否した社会党の態度に対し、遺憾の意を表せざるをえないのであり
ます。

外交がすべて国民外交である今日、さらに七〇年代を迎えてわが
国の責任もますます加重しようとしているとき、政府は国民ととも
に、真に国益の命ずるところに向つて一層努力するより敬勵するも
のであります。

私は自由民主党を代表して、昨日の佐藤総理の所信表明に關し、若干の質問を試みたいと、有するものであります。

一、佐藤内閣は組閣以來わが國の独立発展と國民生活の向上すまを國策の基調として、外交面では日韓基本条約の締結、小笠原諸島の返還等を達成し、内政面では日本を世界第三位の生産國に向上せしめるなど、對内外政策を挙げたのであります。今回の日米會議によつて、さらに全國民一致の意願であつた沖繩の復帰が、世界史上稀に見る平和的話し合い外交によつて実現したことは、その成果を極めて高く評價するべきであると信ずるのであります。

また今回の佐藤ニクソン會談により、日米兩國の國際情勢に對する共通の認識と相互信頼に基づき、日米安全保障條約が相当長期にわたり、有効を維持されることに決定したことは、東東の平和とわが國の安全、繁榮のために、まことに喜ぶべきことであると同時に、一九七〇年代の日本の基本的外交路線を方向づける重要な意義をもつものであります。

今回の日米會議に於いて、沖繩の返還が、「七二年返還、核抜き、本土並み」というものが方の要する機にそつて実現されたことは、願ふ所なすべき成果であり、総理の努力に對して敬意を表するものであります。このいわゆる「三条件」の「七二年返還」ということは、復帰に伴う諸準備のことであるに疑いなく、野党の諸君の主張する「即時返還」とも同意であるといふ御説明でありました。

また核抜きに對して、然るに一部では「返還の時期は七二年とし、その後はベトナム戦争に引換つて、沖繩の沖繩返還と同等である」といふ御説明でありましたが、この点に關する総理の御見解を、すまわりたのであります。

次に國民が大なる関心を拂つている核兵器の問題であります。返還後の沖繩の軍事基地が「核抜き」とあることは、共同声明にも明記されており、閣下の余蘊のないことから、あるに拘らず、これを擁して居る者があり、また一部には、「事前協議に關する本國政府の立場を容れない」と旨の共同声明の文を、念を捉えて、総理が將來における核兵器の持込みを約束したのではないかとこの點をまず向きがあります。私はこの重大な問題に對して、総理が返還時核抜きを確約をとりつけられ、またいかなる意味でも將來の核抜きを認める約束を与えたことにはないと信ずるものであります。一部の疑惑を解く意味において、これらの諸点を重ねて明らかにしたいのであります。

次に、「本土並み」ということの意味にありましたが、私はこれは日米安保條約及びこれに關連する諸取決めが、本土と全く同様に沖繩に適用されるという意味に解してあり、共同声明も又これを裏書して居るのであります。然るに総理と大統領が、現在のような返還前準備の下において、海軍の次官が直談判を果して居ることを認めて居る事から、沖繩においても、沖

繩を本土との間に何らかの差別があることになるのではないかと、という疑念を抱く者があ

ります。ただこの点に關する総理の確固たる御答覆を得たいのであります。

さらに、いよいよ作戦行動のための施設、區域使用に對しての事前協議に對してお尋ねいたします。事前協議に對しては、本来イエスもあり、ノーもあることは、すでに政府が説明して居る通り了悟してあ

核抜きに對しては、ベトナム戦争に引換つて、沖繩の沖繩返還と同等であるといふ御説明でありましたが、この点に關する総理の御見解を、すまわりたのであります。

ます。共同声明は、このような事前協定制度を沖縄に適用しても、日本を含む極東の諸國の防衛
のためにアメリカが負つてゐる義務の遂行の妨げとなるものではないという趣旨を述べて
たりますが、これは果してどういふ意味であるのか。日米関係におけるわが国の主体性が
完全に損なわれるということであるか、或はアメリカとの間に何らかの包括的な了解乃至約束
でもあるのか。さらばまた、わが國の安全にとつて重要な影響のある朝鮮半島や台湾地域
において安保条約のもつ破却抑止力にも拘わらず、万々が一にも事象が勃発したよりなる場
合は、いかに対処する考えてあるか。これらわが國の安全にとつて極めて重要な問題につ
いて改めて御答弁を願ひたいのであります。

六、さらに、私は今日から沖縄の復帰実現の日まで、軍部並びに行政面の全分府にわたり
広汎な訓練準備の仕事をすることを昨日申し上げました。沖縄住民の運命をなす国防参加
を以しめとし、県民の福祉を向上し、経済を振興し、既に本土並みの沖縄県を造るには、
綿密な計画を早急に準備し、具体的な本々シナリオを定めて、着々実行に移してまいらねばならないと思つて
あります。これを対して政府は何かたる所信をもつていられるか。今一度國民の前に政
府の決意を明かにしていただきたいのであります。

七、沖縄の復帰は、アメリカとの間に残された戦後処理の最後の課題の類がしい解決であり
ますが、ここに一言せざるを得ないことは、総理も昨日の所信表明で言及された通り、韓
方領土の問題が依然として解決の途についていないこととあります。私はこの機会に、政
府がこの問題の解決について引續き努力を重ねられんことを切に要望いたすのでありま

八、次に、日米安保条約に反連して尋ねたいと存じます。凡そ一國の安全を図るた
めには、一方において自らの安全保障の方途を採求するとともに、他方積極的の國際緊張
の緩和を促進することが必要であり、前者は車の両輪のごとく相伴つて進められなければ
なりません。不幸にして昨日の世界をかんずくアジアにあっては、各地において赤化緊張
状態が存在し、何れに緩和される見通しはなないのであります。特に中共の動向はアジア
の國際政局に直接な影響を及ぼすものであり、アジアの平和は中共を除いては達成できな
いのであります。我々は中共が國際的な孤立政策を捨てすみやかに國際社会に復帰するこ
とを希望するものであります。この点に關し、今回の日米共同声明でも中共について大き
な関心を寄せています。総理は中共を中心とするアジアの情勢の中、中共の動きを、かく見守り
ながら、自らの諸情勢との緩急調整との観点に対処してゆくお考えであるかを承りたいのであります。ま
たこの際重要なおことは日米安保条約について、その破却抑止的効果を宣言して、これをもつて
わが國を戦争に巻き込むものだといふ者に対して、総理はどのような御見解を抱かれるかを伺
いたないのであります。

九、また、日米安保条約と沖縄返還との関連において、諸島の返還によつて安保条約が何ら
かの質的變化を及ぼせるものかどうかという点に驚きまして、お尋ねをいたしておきたい
と存じます。さらば、その一つは、沖縄の返還により、安保条約の適用範囲、特にい

ゆる極東の範圍が拡大されるかどうか。この点は特にベトナムにおける平和が沖縄返還時
まで実現されていぬ場合、兩國政府が十分協議するといふ共同声明の文言とも関係が
あると思われるので、明らかにしていなくてはなりません。また沖縄の返還されること
により、わが国が沖縄の局地防衛の責務を徐々に引受けてゆく結果、安保条約本来の日米共
同防衛の性格が変るのであるかどうかという点も、あわせて御説明を願いたいのでありま
す。

一〇 なる、私はわが国の経済的躍進に伴う國際的地位の向上にかんがみ、沖縄返還と安保
の自由協定という今日の時点において、日米關係も兩國が各々主体性を持つつつ相協力す
る新しい時代に入つたといふことができると考へるのであります。すなわち、軍事的安全
保障の面では、米軍の存在が戦争抑止力として依然重要な役割を果してあります。非軍
事的な面においては、アジアの先進工業國として、わが国こそ自主的に主導的役割を引
受けていかなければならぬと思つております。なにかんづく經濟協力の面については、援助量
の増大のみならず、援助条件の緩和の強い要望もあり、産業の方面のみならず、医療、教
育の分野でも多くの女士べきことがあろうと思ひます。これを要するに、開發途上國に対
する援助協力の意義は、もとよりアジアを經濟的に支配しようとするか如き意圖は意圖も
なく、實にこれら諸國の利益を用途として行なわれるものであり、七〇年代においてわが
國はこの分野に一層大きな責任を負わねばならぬと考へるのであります。これらの諸点
に對する總理の御所見を承わりたいのであります。

一 現在わが國において、外交に關する論議が分裂して、適合のの態度がみられず、二者
が一の対立の様相を呈してありますことは、日本の不幸であり、國家民族の將來のため憂
念に堪へないところであります。徳川幕末に當り、特皇攘夷、佐幕開國と世論が分裂して
拏争したとき、國論を統一して明治維新を迎え、ヨーロッパ諸國がアジアを植民地化しよ
うとした危局を切りぬけて、日本の独立を守り抜いた先人の英知に私は深い敬意を表す存
ひのであり、沖縄問題解決のための党首會議を拒否したり、沖縄返還交渉の元々の總理の
御案を阻止せんとした一部野黨の態度を深く遺憾とするものであります。

二 内政問題に關し、總理が所信を表明せられました諸政策は、いずれも必要かつ妥当な
政策と考へられるのであります。我々はその実施の一日も遅かならんことを希うものであ
ります。なにかんづく消費者物価の安定は國民の関心が最も深い問題であり、政府は各級
の協力を協力に推進して、國民生活の安定を図るべきであります。特に米の過剰をはじめ
多くの困難な問題をかかえている農政につきましては、総合的見地から政策の大転換を図
るの必要があることは先に總理の述べられたところであります。私は政府が新総合農政
の展開せられるに當つては、農民に過渡的な不安動揺を与えないよう、万全の措置を講ぜ
られることを要望し、改めてこの点に關する政府の決意の程をお伺ひいたします。

一 我々は今わが國において最も重要な問題は、國民の精神力であり、道義心であり、現
下の大空襲争の眞の原因は思想の混乱に加えてこのような精神力の欠如に正勝すると考へ

ております。国民なかんずく青少年層が健全な精神力をそなえ、正しい道義の觀念を身に付けていない社会が、世界各国に伍して発展してゆく筈がありません。而して、国民の精神力と道義心を涵養する途は、わが國が世界の平和と人類の福祉を念願し、東西文化の融合と南北民族の協力を図る崇高な使命を担う國家であるというビジョンを次代を担う青少年層に与えることにあり、政治の根本をこの理想に指向することが、激動の一九七〇年代をまさに迎えんとする為政者の最大の責務であると信ずるものでありますが、総理のこれに與する御信念を承わることができれば幸いです。

これをもつて私の質問を終わります。

別添4

修正 7/1 組 〇 〇 〇 〇 〇

与党代議者團への總理答弁（案）

昭和四四、一一、二九

一 （緊張緩和と安保堅持）

今度の秋とニクソン大統領の会談の基調となつたものは、共同声明の冒頭にも明らかなとおり、国際間の緊張緩和への努力の必要性に対する強い共通の認識であります。

最近のアジア情勢をみると、朝鮮半島や台湾海峡地域の情勢も安定度を増しているほか、ウイエトナム戦争にも和平への移行の兆しがみられているなど、全体として緊張緩和の方向へ向つていると考えられます。

しかも、国際間に真の緊張緩和をもたらすためには進んで国際間の緊張の原因となつていゝ種々の不安定要因を除去して行く勢

秘

訂

方が必要であることはいりまでもありません。特にアジアの不安定性の最大の原因の一つは、その貧困にあり、政府は従来からアジア諸国の富強りに対する経済、技術協力に努力してきました。今後わが国は他の先進諸国の協力をえて、一層努力を進めて行き、もつて諸諸國の繁榮發達の促進に努力して行かなくてはならぬと思ひます。この分野では、アジアの安全保障上重要を役割を食う米國より、むしろわが國が主体的な役割を果して行くこととなりましよう。

同時に、こうした緊張緩和の動きも、戦争を禁止する種の義務と不断の努力があつてはじめて安定したものとあります。欧とニクソン大統領が、日米安保条約の堅持を確認し合つたのも、かかる

要請になつて、日米交換条約の競争制止方としての役割を高く評
価したのみならず、極めて高くせん。私は、今後とも日米交換条約を
の競争制止方としての機能を十分發揮しつゝ、より努力して行く所
存であります。

二五 (海運の発展)

海運の発展については、「七二年、後継者、本主義者」といふ
おが方の基本の立場は、共同市場に明瞭されてゆるとあり、全
的に貫徹されたものであります。この点では、ニクソン大統領は
この海運の政府、議会及び一般国民が示した友好と信頼と尊重を
深く感ずるとともに、これを今後日米関係を永きにわたる
石の基礎の上に置く所以であると認識いたします。

海運の発展が一九七二年中に正式に実現するためには、日米間
において具体的な海運協定について合意に達すると必要であ
り、政府としては、共同市場の進展と並び、直ちに海運協定と協
定に入る体制にあります。この協定は、その内容が複雑、かつ、

多岐にわたる。特に沖縄県民の権利や生活等実質的を面と密接に
関連してゐるので、最も慎重、かつ、周到に交渉すべきものである
ことは申すまでもありませんが、日本政府とも一日も早くこれ
らの懸案を解決して、協定締結を遂げることをお願いであり、また
双方の懸案当局も意美、小笠原返還協定締結の経緯もあり、高度
に熟練してゐるので、我が国会の承認の準備に必要を期間を十二
分にとつても、一九七二年中の返還実現に自信を有してあります。
かくのごとく一九七二年中の返還が決定的ともいえることは明ら
かでもあります。他方御質問の点に關連して、ヴァイエトナム戦争
が一日も早く終結することを念願しなれるのはなほと信じます。
また私もニクソン大統領も、一九七二年の沖縄返還時までは、

エトナム聯合が終結してゐることを強く望んでおられます。勿論、我
はヴィエトナムに和平をもたらさうと努力中の米國としては、應
ジエトナム人民の民族自決の権利が確保されるよりの實現がでま上
らぬゆゑに、一方の特定の時期までに聯合を終結させること
とコミットメントする立場を公けたりえぬ事情であることも懸念
されます。そこで、共同声明のとらひの實現となつたものでありま
す事、これは歓迎すれば、支那米國、特にニクソン大統領のおかれ
た立場に対する私の強い懸念を示したものであり、實際的には一九
七二年中の懸念が軽減を及ぼすことにはなれぬ懸念が存します。

三三 (「機軸まじ」)

我々の会談におかれ、米國政府の最高責任者たるニクソン大統領
御自身が、機軸器に對する日本國民の特許を侵害及びこれを背景
とする日本政府の取態、すなわち、非核三原則に對する誤い理解
を示し、機軸の運送を、かかる取態に脅迫しなれより実施する旨
を確約したのであるから、これほど明確な機軸運送の保証はな
いものであります。米國が、いやしくも大統領が行なつた約束に
反し、返還後の沖縄をひそかに機軸器を隠しておくがことき不信
行為を置ぐことは許してありえないことであり、米國政府を「機
軸くし」などと呼ばれることは、日本國民の一致した機軸を返還
の要望を認じよきとの折角の米國政府の決断を正しく評価する所

機

まじ

改で往來は~~と~~と尋ねます。

次に、「華南鐵道權限に關する米國政府の立場を尋ねることな
く」といふのは、返答後の解釋への後兵器の輸入は、^{に於いて}法外に禁止

~~米國本とわいふことにはならず、本土と同様安條条件を遂げざる事~~

業の對象となるべき性質のものである^{と云ふ}米國政府の立場^も

念のため難關したものはすぎません。かゝる表現の有無によつて

實際はなんら変わるものではなく、またこれが米國政府に後兵器持

返すの^程程を認めることなつた意味を持ちえなぬことは、字句の上

からも明白であります。また、~~彼は華南鐵道權限を行使する権利~~

時、~~政府は本土に於いて後兵とも懸念してきた華南三國鐵道を、海~~

陸をたつたのであり變更する必要は全く無い^{いふことも明らかだ}と

しておえ

~~本報を素直に受け取ります。~~このおぼつかないニヤミ大衆は、

愚民を以てたゞのまゝに、~~愚民を以てたゞのまゝに~~愚民を以てたゞのまゝに、愚民を以て

愚民の愚民を以てたゞのまゝに、愚民を以てたゞのまゝに、愚民を以て

愚民を以てたゞのまゝに、

（洋務官の建議）

洋務の進歩を促進せしめ、安樂樂及ひその國運を
強め、我々の本土に於けると全く同様、その事を神國にも適用さ
れることは、其の聲明に明かきなるとおもひます。これは正しく
我々の洋務文法に應じ、本國の立憲として主張して来た「本土主義」
の原則も導かるところとなつたことと表示するの必要もありません。

これによつて、我々の國運を急ぐ、安樂樂とその國運を急ぐ本
土と國運を急ぐものも、海外も差別もなく、全面的に神國にも適用され
ることとなります。従つて、我々の國運を急ぐの神國に於ける本國主義のやむ
ゆる「自由適用」のごとくは全くありえないところでもあります。

我々の國運の急ぐ、現在のやむを難く我々の下に於いて、神國に

我
まで

ある米軍がわが国及びわが国を含む極東の安全と平和の維持に重
要な役割を果してゐることには疑すまでもありませんが、この~~非難~~^{こと}
は否に違へた米海軍の及び艦隊の改修の變更をき差延なき適用~~を~~

十外補正するも母すあり、この点務必懸は御無用であります。
形式的にも空の道のため修正するものではありませんで

三ノ家 (事務通譯)

米軍の暴行作戦行爲のため、露露・區域使用に於ける事務通譯
露露に際しては、わが國は、露露の安全保障の是れをわが國益に
合致するもの否かを基準として、自主的に判断して態度を決めるお
けであり、従つてそのときの露露の状況はかんに依り、イエスも
あり、ノーもあることは、すでに政府として明らかにしてゐる故
事でもあります。

今回の露露声明に於いて、このよき事務通譯制度を吾々日本
若全露露衆及びその露露政府を改良した露露を適用するこ
とに於て、露とニクソン大統領との露露露露の二露をまた改善で
あります。

裁
ま

お茶園としては、自國の安全保障の見地から、極東の近隣諸國の安全に重大な關心を拂たざるをたまはざることには當餘であり、それ故に、日米安全保障條約第六條に基き、極東における國際の平和と安全の維持のためにも米軍による防衛・区域の使用を認められてゐるのであり、かかる日本國府の一般情を懸念がある以上、露露艦隊を含む日米安全保障條約及び國連軍決をもそのまゝ適用しを以て、抑強を遂行したゆゑといつて、そのこと故、米露が日本を主として極東艦隊の防衛のために向つてゐる艦隊活動の効果を遂行し、行と相互に矛盾する等のものではなからぬとのお方々の基本的見解を述べ、大體露露がこれに同意したといふのが、共同聲明の趣旨であり、その趣意。この趣意のままにして、日米關係完全な状態があり、そ

我々英米諸國は明瞭なされてゆるともきでありまして、英米諸國は
英米諸國との間になんらの懸念はしてありません。また申すまで
もなぬことを知り、英米諸國を「イエス」であつてはあつて「イエスの
予備」を準備に立たせたいことをご存じをせん。

次に、朝鮮半島や台湾諸島をめぐりて又一懸念が懸念したよちな
聯合の対応がよりなつてであります。我が國軍がめられてはる種
種族問題を直轄すれば、韓国や台湾諸島の平和と安全が確保され
ることだ、も韓国をめぐりてはるもめて置かしのことをおぼしめて
あります。政府としては、も韓国を直轄してはることもおぼしめて
はる國體維持の維持をなすをなして懸念と考ふるのであります
が、現案にはいかなるも朝鮮半島には必要として懸念が懸念が懸

いており、武力紛争の懸念とゆき懸念を可能性の問題としては辨
断しえない次第であります。万一たまたまかかる事態が発生した場合
に、そなたがわが國の安全にゆきなる影響を及ぼすかたつては、
一擧に御断しをなすところ^下あります。ゆきなくとも韓國に對す
る武力攻撃、すなわち、軍艦の、前哨隊を武力行使を行なはれる
とゆきこととなれば、こなたがわが國の安全にゆきつて重大な影響を
及ぼす性質のものであり、軍事がゆきかかる武力攻撃を御断するため
に、韓國作戦行動の緊急事態としてゆきわが國の艦隊、兵器の使用
にゆき御断を求めるところとなれば、政府としては、ゆきわが國の
安全の確保とゆき見地から、韓國までこれに對懸すべきは當然で
あると考へるものであります。

合議地域における懸念は、朝鮮半島の場合に比し、より潜在結
核性のものである。現在のところでは、この懸念に対する食力
政策といふよりな事象は予選されまきん。しかしながら、これと
ても米韓相互防衛条約による米韓の抑止力があるはずと考へて、
領土もこの抑止力が緩むとゆうことかあるれば、それは、おそれ
を合意懸念全般の平和と安全を脅かす深刻な事象に属するはず、
おそれとしても、かかる事象の発生を十二分に懸念して慎重に考
慮すべきものと考えらる次第であります。

沖縄の祖国復帰は、私とニクソン大統領との会談をもつて終了したのではなく、むしろこれから具体的に準備にとりかかちなければなりません。さきほど申し述べました返還協定締結交渉と祖
並んで、一九七二年の返還時までには完了させなければならぬ重
要な大事業であります。能敵艦の円滑な移転を確保するため
も、日米間のこの面での緊密な協力が必要です。

このため、共同声明にも明らかなとおり、東京の副議長委員会は、
^か復帰準備作業の全般的責任を負
^うことと、
^大使級の日本政府代表と琉球列島高身弁務官から
^用するとともに、沖縄に駐在の連帯連帯代表者よりなる準備委員

会を新設して、万遺漏なきを期することとなりました。この委員
会には琉球政府行政主席も参加することとなり、これによ

秘
まで

つて、沖縄百万衆民の考えが生かされるようになっていきます。と同時に、衆民の意志がわが國政治の中央においても反映されるため、國政参加を早急に実現すべく、努力する所存であります。

復帰準備は將來の豊かな沖縄県造りの第一歩であるだけに、その重要性はあらためて申し上げるまでもありません。またその具體的内容はきわめて多岐にわたりますが、特にその最も中心的部分を選び出すとすれば、沖縄県設置の準備と、基地問題解決に不可欠な地位協定の適用のための準備が挙げられます。前者は、行財政制度その他の本土との一体化・整一化と格差是正及び沖縄経済開発のため長期にわたる政策の決定と実行が主な内容となります。またこれとの関連で対沖縄援助費の大巾拡充をはかつて行く

津浦の遼程にかいて

考えてあります。他方後者については、地位固定後の適用件より、

基地の存在に關連する種々の問題の納得のゆく解決がはかられる

締結が主なり

こととなり、またいわゆる基地の整理統合の問題についても、合

理的な処理の道を開けてまいります。また、（この、政府としてこのようなる商）津浦線沿線の海軍設備にお

いても、~~その~~本質を以て市民の福祉を守り、その利益を確保すること

が、日本能力を盡じて可能になると信じます。また、これらの措

置を推進するため必要な政府機構の~~新~~新設・整備を進めらるべく、

鋭意検討せしめていく次第であります。

之六 (北方領土)

今日の私とニクソン大統領との会談による沖繩問題の解決をもつて、日米間に残されていた戦争の結果生じた領土問題がすべて解決をみる運びとなりましたが、これに対し、露指衝の北方領土の問題が未だに解決の難についていよいよことばまことに憂鬱であります。

沖繩問題解決の目途がついた今日、北方領土問題こそ、わが國固有の領土に關する戦後に残された最大の問題であり、政府としては、この点を強調しつつ、全國民的を調整を要費に、ソ連側に對する働きかけを今後一層強めて行く所存であります。

続
まで

八五 (日中関係)

右に申上げたとおり、アジアにおける緊張緩和は、日米双方に
共通の大きな目的であります。この見地から、私とニクソン大統領
間は、中米がより協力的、かつ、建設的な対外態度をとることを
期待することについて合意の一致をみました。

わが国外交の基本姿勢は、あらゆる国と友好関係を結ぶことで
あります。政府としては、中米との関係についても従来から一貫
して政治関係、社会制度の相互にのみならず、政経分離の建前
の下に貿易、文化、人の往来、漁業等各層の民間交流を促進する方
針をとり、日中友好関係の確立に努めてきました。

政府としては、日中関係の改善は新車の緊張緩和に最も資する

所以であると考えておき、また中央が広く国際社会の一環として
運まらねるより、従来の専横は我が國としてこれを整理するもので
あります。以上の考え方は、私とニクソン大統領との間の英蘭産
物に十分に行き届いてゐる次第であります。

(安保条約は変更せず)

次に、沖縄返還後におけるいわゆる極東の範囲についてであります。日米安全保障条約にいう極東とは、従来の政府統一見解にもあるとおり、国際の平和と安全の維持という見地から、日米兩國共通の関心の的となる区域ということであり、従つて沖縄が返還されたからといつて、このよりの意味でわが国が関心を持つ区域が自動的に広くなるということはありません。政府としては、従来の「フィリピン以北。。。」との極東の範囲に關する見解を變更する必要を認めておらず、従つてヴェトナム等のいわゆる周辺地域を新たに含むこととはなりません。

(ウイエトナム平和の実現に関連する協議については、すでに申し述べたとおりであります。)

また

次に、沖縄の施設敷返還を待つて、同地域の防衛責任は、第一

義務的な範囲が及ぶこととなるのは当然であります。政府は御承知

のとおり、協議の進展する範囲内で、種々に相応の自主防衛設備

努力を行なう方針であり、おが国が返還後の沖縄に整備する防衛

力は純粋に防衛的、かつ、防衛的なもので行なわれることはいくら

でもありません。これは極東全体の平和と安全の維持に必要を御

止的機能の一環を担う在沖米軍とは自ら願の任務をもつこととは

明らかであります。また、また、るもその抑止力せうものは、その本来の役割上、米軍は防衛的任務を遂行し、 自衛隊として

防衛的なるものであることはいさまでもなく、しかも、自衛隊の

ゆが固より

14
職団作戦行動のため、~~発進~~事前協議の対案となる次第で、安全
操縦業務の遂行は神速迅速の前後を固めず、全く違ちなひもので
あることを希望申し上げます。

一〇 (七〇年代の対アジア協力)

すでに申し述べましたように、私は国際緊要緩和のためにも、わが国が米國と協力しつつアジア諸國の振興への協力を主体的役割を果して行かねばならないと考えております。

私は、わが國の國際的責務として、またわが國自体の一層の繁榮のためにも、開發途上國、なかんずく近隣のアジアの友邦諸國に對し、今後一層と經濟技術上の協力を推進すべきものと考え、次第であります。御承知のとおり、わが國からの援助額は近年急遽に増大し、一九六八年には自由世界第四位の援助國となりました。しかしながら、ひるがえつて最近の國際的趨勢をみるに、一九七〇年代を連え先進國と開發途上國が相たずさえて、いかにして

世界全体の調和ある発展を計るべしについて裏剣を後討が始められて
いることは御承知のとおりであります。我が國としましては、國
内産物との調和を計るべきことは勿論ではあります。今申しま
した上より本國産物の調和を十分に念頭に置いて、開發途上國に對す
る經濟協力の一層の充実に努力すべきものと考えます。

その際、御借達の奨励金の増大とともに奨励条件の緩和の促進が
きわめて重要であることは当然であり、また技術協力や教育面で
の協力のごとく、開發途上國の人達りに直接貢獻する形の協力は、
きわめて意義の深いものと考えます。さらに近年わが國も積極的
に取組んでおります醫學、医療の分野における協力のことも、
その人道的性格上、各國が~~より~~高く評価されてあり、今後一層の擴
大を計る所存であります。

秘
まで

なお、日米安保条約について、これがわが国を戦争に巻き込むものであるとの主張があることは承知しております。しかしながら、元来平和憲法下の日本自ら他に対し戦争をしかける~~こと~~などということはありません。また米国についてもさようなことは全然考えられません。他方、日米安保条約が存続する限り、わが国に対する攻撃は、すなわち、対米戦争を意味するものであり、いかなる国も、圧倒的に強大な軍事力を持つ米国と正面から対決する危険を避けることとなるのでありまして、かくして戦争がむしろ未然に防止され、もつてわが国の安全が確保されるわけでありませぬ。これこそ正にこの条約の戦争抑止的効果にほかなりませぬ。

戦争にまき込まれないうためには、日米安保条約がある方がいい
ということは、過去の事実により裏付けされていると信ずるもの
であります。わが国が一九五一年に安保条約を締結した時も、一
九六〇年に新安保条約を締結した時にも、これに反対する人は、
いつも緊張が激化し、日本は戦争にまき込まれると主張したので
あります。が、事實は旧安保条約発効後二十年近くわが国は一度も
戦争にまき込まれなかつたことは勿論、戦争の危険にさらされた
こともなく、今日まで繁栄を続けてきたのであります。私は、日
米安保条約はわが国を戦争にまき込むものであると主張する人々
に対し、かかる現実の客観的事実を直視されるより要望する次第
であります。

日米共同声明について

(昭和四十四年十二月)

一 日本は沖縄の「七二年、核抜き、本土並み」返還という基本線を買っている。

(一七二年)

一九七二年中の返還の実現は間違はなく、これのため必要な返還協定を交渉し、また十分に復帰準備を進めるための期間を考へに入れば、いわゆる「即時返還」と同じことである。

なお、ヴェトナム戦争が七二年返還の障害になるのではないかと懸念が一部にあるようであるが、そもそもヴェトナム戦争は、七二年までには終つていゝるものとみられ、万々一終つていゝないとしても、返還をそのためにストップすることは諸般の事情からありえない。この点に関する「兩國政府は。。。。十分協議する」との共同声明の表現は、今から「いついつ戦争

を止める」とはいえない米国の立場に対する総理の理解を示して、「その時点で相談に乗ろう」との気持を表わしたものであり、七二年返還そのものは前記のとおりそのまま実現する方針であり、また返還後のB52の沖縄から発進をあらかじめ許したものは勿論ない。

（核抜き）

沖縄の核兵器を撤去するということは、米国の最高責任者であり、核問題につき最終的決定権をもつニクソン大統領の確約であるから、全く疑問を残す余地はない。同大統領は、佐藤総理との会談で核兵器に対する日本国民の特殊な感情とこれを背景とした政府の非核三原則に深い理解を示し、自らの決断によつて、明確な約束をしたのである。

共同声明の「事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく」という表現は、大統領が米国民に対し説明しやすい

ように、米国としては沖繩返還とともに現在本土について当てはまると同様に、核兵器の持込みは事前協議の対象となるべき性質の問題であるとの立場を念のため確認したもので、本土についてでも沖繩についても、核持込みに「イエス」を与えたものでは勿論ない。この点政府は、非核三原則を沖繩においても堅持することをすでにたびたび明らかにしているのは御承知のとおりである。

以上のおりであるから、一部にいわれる「核安保」云々とか、核抜きを証明せよとかの議論は全く当をえていないものである。

目 (本土並み)

共同声明に明記されているとおり、安保条約とその関連取決めは、事前協議制度を含めて、本土と同様なんらの例外も差別もなく、全面的に沖繩に適用されるのである。従つて、返還後

の沖縄における米軍基地の「自由使用」ということはありえず、完全な本土並みとなる。

沖繩の米軍はわが国及びわが国を含む極東の安全と平和の維持に重要な役割りを果しているが、返還後も右の本土並みの枠内で、引続きその重要な役目を果して行くこととなるのである。安保は変質せず。

(4) (安保と緊張緩和)

共同声明で安保条約を堅持する方針を明らかにしたことは、責任政党たるわが党の党議と一致しており、まさしく日本の国益に合致するものであつて、現在の国際情勢を十分認識した上での適切な措置であると思ふ。同時に、緊張緩和ということは、戦争を抑止する強い決意と不断の努力があつて始めて達成されるという厳しい現実をも見逃すことはできない。日米安保条約は、今回の共同声明によつて格別「強化」されたわけではない

が、今後とも戦争抑止方としての機能を十分發揮するものである。このことは、一部にいうごとく「日本の対米依存を高める」こととは全く反対に、むしろ緊張緩和面での米国の「対日依存度」を高めたものとみるべきである。

(二) (極東の安全とその範囲)

わが国としては、自国の安全保障の見地から極東の近隣諸国の安全に重大な関心を持たざるをえないことは当然である。安保条約にいう極東とは、日米兩國が平和と安全の維持に共通の関心を持っている区域ということであり、これは従来も今も全く同じで、沖繩返還によつて變つたり、拡大することはない。ヴィエトナム等のいわゆる周辺地域(注)を新たに含む等、極東の範囲が拡がることとはならないのは勿論である。従つて、一部にいう「アジア安保化」などというのは全くの誤りである。

(注) 昭和三十五年の政府統一見解では、安保条約にいう極東の

範圍は、「大体においてフィリピン以北並びに日本及びその
周辺の地域」云々となつてゐる。ヴィエトナム等は極東の「
周辺地域」に該当する。

目 (事前協議)

現在の安保条約及び関連取決めがなんら変更なく、かつ、差
別もなく沖縄に適用されるのであり、沖縄にある米軍の戦闘作
戦行動のための発進も、事前協議の対象となるのであるから、
安保条約の性格は、沖縄返還の前後を問はず全く変ることばな
い。事前協議は本来「イエス」も「ノー」もともにありうる（
注）のであり、これは従来から政府がくり返し述べてきてゐる
ところであるが、これは沖縄返還によつても変らぬのは当然
である。現に共同声明のどこをみても、わが国があらかじめ事
前協議について「イエス」の約束をしたところは一つもない。
（注）事前協議が常に「ノー」のみであるとすれば、事前協議制
度を設けた意味が全くななくなつて了う。（勿論、核について

は政府は常に「ノー」という方針である。）

（韓国、台湾）

わが国がおかれている地理的位置を直視すれば、韓国や台湾地域の平和と安全が確保されることがなによりも望ましいことは明らかである。仮りに韓国や台湾地域で重大な武力侵略が起れば、国益に直接響く重大事件となるのであるから、事前協議に対して前向きな態度をもつて事態に対処するのは当然である。これこそは事前協議の適正運用であり、これまた従来からの政府の考え方と変わらない。

なお、一部には沖縄返還を機として、米国が韓国、中華民国、フィリピン等と結んでいる防衛条約が、日米安保条約と「縁着し、これによつて日本が戦争に巻き込まれて了う」との議論があるが、これは全くの誤りで、現在と同様に、それぞれの条約は別々のものであることはいちまでもない。前記の韓国や台湾

地域についての事前協議の運用は、あくまで我が国の国益に照らして行なわれるものであり、米國と第三國との条約があるがゆえに行なわれるのではないことは明々白々である。

三 沖繩の局地防衛

沖繩の施政権返還に伴つて同地域の防衛責任は、本土と同様第一義的にわが國が負うこととなるのは当然である。しかしながら、これはあくまでも憲法の許す範囲内であり、返還後の沖繩に整備する防衛力は純粹に防衛的、かつ、局地的なものに限られることはいうまでもない。従つて、一部の宣伝にいうごとく、沖繩から自衛隊が海外派兵され、米軍と共同作戦を行なうなどということはナンセンスも甚しい。